

※赤字：今回改定での主な考慮事項

第1章 耐震改修促進計画の位置づけ

1. 計画改定の背景

- (1) 計画改定の背景
- (2) 近年の地震被害の状況
- (3) 現行の耐震改修促進法について

国的基本方針の改定（R7.7）
県計画の改定（R7年度末予定）

平成28年熊本地震、
令和6年能登半島地震等
の被害状況を記載

2. 計画の目的

- (1) 位置づけ
- (2) 計画の期間
- (3) 計画の構成

第2章 建築物の耐震化の現状と課題

1. 想定される地震と被害の想定

- (1) 想定される地震の概要

福岡県で実施中の「地震に関する防災アセスメント調査」
や南海トラフ地震の被害想定の見直し等を反映

2. 耐震化の現状

- (1) 住宅の耐震化の状況
- (2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況
- (3) 要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況
- (4) 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の状況

令和5年住宅・土地統計調査結果をもとに耐震化率を算出

記載について要検討

3. 耐震改修促進に向けた課題

- (1) 耐震化の取組
- (2) 耐震化の課題

平成28年～令和7年の施策・事業の実施状況を整理

国や県の動向、耐震化の現状などを踏まえて課題を設定

第3章 建築物の耐震化の目標

1. 耐震化の目標

- (1) 目標設定の方針等
- (2) 耐震化の目標設定

本市の状況や国の基本方針の改定
(R7.7)、県計画の改定（R7年
度末予定）を踏まえて設定

2. 目標達成に向けた耐震化への取組

- (1) 基本方針
- (2) 施策の体系

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1. 建築物の耐震化への取組

- (1) 住宅の耐震化
- (2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化
- (3) 市有建築物の耐震化
- (4) 法律による耐震化の促進

国的基本方針の改定（R7.7）も考慮して検討
【国的基本方針（抜粋）】

- リバースモーゲージ等の融資制度の普及
- 省エネ改修等の機会を捉えた耐震改修の取組
- S56～H12の木造住宅の耐震性能検証の実施
- 耐震改修の有効性の啓発及び普及 等

2. 耐震改修促進のための普及・啓発

- (1) 防災意識の向上
- (2) 耐震改修促進に関する情報の提供
- (3) 研修等による人材の確保と活用

3. 耐震改修促進に向けた指導等

- (1) 法に基づく適切な指導・助言等の実施

4. その他の施策

- (1) 建築物の総合的な安全対策の実施

第5章 計画の実現に向けて

関係主体の役割分担及び計画の進行管理

資料編 (法令、対象建築物、用語解説)